

北中城村「沖縄県感染防止対策認証制度」促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「沖縄県感染防止対策認証制度」の認証を受けた、新型コロナウイルス感染症の防止対策に取り組む村内事業者に対し、認証制度の申請促進を図るとともに、村内飲食店、宿泊施設の事業経営を支援するため、予算の範囲内で北中城村「沖縄県感染防止対策認証制度」促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象事業者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であって、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である者又は法人であってその役員のうち同号に規定する暴力団員である者がいるものが営む施設を除いたものとする（以下「対象施設」という。）

- (1) 「沖縄県感染防止対策認証制度」の認証を受けていること。
- (2) 村内に店舗を有する事業者であること。
- (3) 事業継続の意思があること。

(交付額)

第3条 補助金の額は、次の表に掲げる額とする。

飲食店	5万円				
宿泊施設	100室以上	50室以上 100室未満	10室以上 50室未満	5室以上 10室未満	5室未満
	50万円	25万円	15万円	5万円	2万円

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北中城村「沖縄県感染防止対策認証制度」促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 沖縄県が発行した「沖縄県感染防止対策認証」通知の写し
- (2) 補助金の振込先となる口座の口座情報が確認できる通帳等の記載面の写し

2 交付申請は、1認証につき1回限りとする。

(交付決定及び交付)

第5条 村長は、第4条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、交付を決定し、当該申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消等)

第6条 村長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他村長が不相当と認めたとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月4日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月15日限り、その効力を失う。